

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より、主に今後も増加が見込まれる社会保障施策の安定財源確保を図るため、消費税等(消費税及び地方消費税)の税率が5%から8%に引上げられました。このため、消費税等の引上げ分に係る使途状況については社会保障施策に対し財源充当されていることが分かるようにすることとされています。

(歳入)

地方消費税交付金(社会保障財源化分) 68,151 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,349,775 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国(県)支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉事業	390	0	0	0	68	322
	老人福祉事業	19,519	1,052	0	825	1,499	16,143
	障害者福祉事業	175,434	126,648	0	0	4,226	44,560
	児童福祉事業	291,798	134,012	1,488	48,327	9,337	98,634
	子育て支援事業	22,217	13,178	0	0	750	8,289
	小計	509,358	274,890	1,488	49,152	15,880	167,948
社会保険	介護保険事業	129,776	0	0	13,564	10,086	106,126
	国民健康保険事業	141,195	62,930	0	0	6,747	71,518
	共済年金事業	20,157	0	0	0	1,772	18,385
	小計	291,128	62,930	0	13,564	18,605	196,029
保健衛生	後期高齢者医療事業	132,321	16,637	0	0	10,018	105,666
	保健衛生事業	147,269	236	0	10,694	11,790	124,549
	医療費支給事業	40,907	18,471	0	2,399	1,772	18,265
	その他事業	228,792	0	104,000	8,522	10,086	106,184
	小計	549,289	35,344	104,000	21,615	33,666	354,664
合計		1,349,775	373,164	105,488	84,331	68,151	718,641

※人件費については除外しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は各事業に要する一般財源の比率に応じ按分して充当しています。